

## 後志利別川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和7年11月25日  
函館開発建設部 今金河川事務所

今金河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式」に必要事項を記入のうえ期日までに応募してください。

※応募者で伐採・積込・運搬していただく方法と、今金河川事務所で開催する伐開工事で発生した樹木を採取していただく方法の2通りの公募を実施します。

応募要領では「伐採・積込・運搬していただく方法」を①、「工事で発生した樹木を採取していただく方法」を②と表現いたします。

### 【応募要領】

#### 1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、下記の日付迄に郵送又はFAXにて以下の宛先まで応募してください。（郵送の場合は必着）

①及び② 令和8年1月30日まで

#### 応募先

郵 送：〒049-4308 瀬棚郡今金町字今金414-7  
函館開発建設部 今金河川事務所 河川課 宛  
F A X：0137-82-2164

## 2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

## 3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間:①及び② 令和8年4月1日～令和8年10月30日
- ロ) 採取予定場所:①-1 後志利別川田代橋左岸上流の高水敷
  - ①-2 後志利別川利別橋左右岸下流の高水敷
  - ② 後志利別川兜野橋右岸下流の豊岡水防拠点
- ハ) 採取可能量:①-1 約91,000m<sup>2</sup> (最大)
  - ①-2 約26,000m<sup>2</sup> (最大)
  - ② 約8m<sup>3</sup> (参考:長さ2.3m、幹径7cm以上、約98本)
- ニ) 主な樹種: ①②ともにヤナギ類が主体
- ホ) 想定される採取量: ①②ともに直径7cm程度以上の丸太材が300m<sup>2</sup>当り1m<sup>3</sup>程度
  - ※ 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。
  - ※ 想定される採取量は実際の採取量と異なります。
- ヘ) 特記事項:②については採取予定場所、採取時期等を工事受注者と応募者で協議していただく場合がございます。

## 4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合と樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案して判断します)や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、下記日付迄に郵送、FAX又は電話で通知いたします。

①及び② 令和8年2月20日まで

## 5. その他

- イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りさせていただく場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について今金河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、今金河川事務所の担当者より連絡いたします。
- ハ) 採取料については、採取作業工程等により有料となる場合があります。
- ニ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- ヘ) 採取に関わる費用(採取費用およびそれに関わる費用)は自己負担となります。
- ト) 本試行に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

### 問い合わせ先

函館開発建設部 今金河川事務所 河川課

電 話 : 0 1 3 7 - 8 2 - 0 0 4 1

F A X : 0 1 3 7 - 8 2 - 2 1 6 4